

平成27年度  
三重ブランド認定申請の手引



平成27年7月  
三重県農林水産部フードイノベーション課

# 目 次

三重ブランド認定制度の概要-----	2
平成27年度三重ブランド認定申請募集-----	4
三重ブランド認定の流れ-----	5
三重ブランド認定要綱-----	6
三重ブランド認定基準及び審査取扱方針-----	27
認定についての考え方(Q&A形式)-----	32
品目別のブランド認定に関する考え方-----	33

## 三重ブランド認定制度の概要

### 三重ブランド認定制度の目的は？

三重県では、特に優れた県産品及びその生産者を三重ブランド（三重県の豊かな自然、伝統等地域の特性をいかして生産又は加工された物）として認定し、情報発信することにより、三重県の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに農林水産業等の生産者の意欲を高めることにより地域経済の活性化に資することを目的としています。

### 認定対象や認定申請資格は？

認定の対象は、原則として三重県内で生産または製造された県産品とその生産者の方々です。

また、認定の申請を行うことができる資格のある方は、農業、林業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む方々で組織される法人若しくは団体であって、原則として県内に主たる事業所を有し、三重県が賦課徴収するすべての税と消費税及び地方税に未納がない生産者の方々です。

### どのように認定されるの？

三重ブランドの認定を受けようとする県産品の生産者は、毎年度知事が定める期間内に三重ブランド認定申請書を提出する必要があります。

知事は、三重ブランド認定基準に基づく認定申請を三重ブランド認定委員会に諮問し、その結果を受けて知事が認定します。

認定の有効期間は、認定した日から認定した日の属する年度から3年目の3月31日までです。なお、有効期間が終了となる場合において、認定事業者から辞退の申し出などないかぎり、知事は認定の更新ができます。

### 認定基準とは？ 27頁を参照

「自然を生かす技術」（自然や伝統を守り育む意志や自然との共生、共存を図りながら自然の力を引き出す知恵が脈づいている）をコア・コンセプトに、コンセプト、独自性・主体性、信頼性、市場性、将来性の5つの観点から「三重ブランド認定基準」を定めています。

### 認定されるとどうなるの？

三重ブランド認定品の知名度向上と三重県のイメージアップを図るため、三重県を代表する県産品として、県が全国への情報発信を行います。

### 認定委員会って？

三重ブランド認定委員会条例に基づき設置した「三重ブランド認定委員会」には、県内外のマーケティング、ブランド、流通、消費者、情報発信、集客交流などの各分野の代表者12名が委員として就任し、厳しい視点からの審議を行います。

## 三重ブランド認定委員名簿（平成27年7月現在）

（敬称略）

氏名	所属・職名
磯部由香	三重大学 教育学部 教授
赤池 学	株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所 代表取締役所長
浅井悦子	株式会社松屋 リビングコーディネーター
糸賀洋子	スピンドル 代表
岸本多万重	日本放送協会 津放送局 局長
権田 慎	(株)大丸松坂屋 本社営業本部 MD戦略推進室 フーズ統括部 部長
千種清美	文筆家 皇學館大学 非常勤講師
辻口博啓	株式会社アクアイグニス パティシエ（みえの国観光大使）
中村直美	株式会社交通新聞社 広告事業部 部長（みえの国観光大使）
松山泰久	株式会社ゼロ 代表取締役
三輪 隆	三重交通グループホールディングス株式会社 代表取締役副社長
山本洋子	酒・食ジャーナリスト

### 三重ブランド認定品目と認定事業者

厳しい審査を経て、15品目延べ38事業者の皆様が「三重ブランド」として認定されています。

真珠	三重県真珠養殖漁業協同組合 他 5 真珠養殖漁業協同組合
松阪牛	三重外湾漁業協同組合、株式会社ミキモト、株式会社御木本真珠島
伊勢えび	松阪牛協議会、有限会社和田金
的矢かき	三重外湾漁業協同組合 他 4 漁業協同組合
あわび	有限会社佐藤養殖場
伊勢茶	鳥羽磯部漁業協同組合 他 3 漁業協同組合
ひじき	株式会社川原製茶、中島製茶株式会社、有限会社深緑茶房、三重茶農業協同組合
ひのき	茶来まつさか株式会社
南紀みかん	北村物産株式会社、ヤマナカフーズ株式会社
あのりふぐ	速水林業
伊賀焼	三重南紀農業協同組合
伊賀牛	三重外湾漁業協同組合
熊野地鶏	長谷製陶株式会社
四日市萬古焼	伊賀産肉牛生産振興協議会
岩がき	一般財団法人熊野市ふるさと振興公社
	銀峯陶器株式会社、酔月陶苑、有限会社藤総製陶所
	の矢湾あだこ岩がき協同組合

（平成27年7月現在）

# 平成27年度「三重ブランド認定」申請募集のご案内

平成27年度三重ブランド認定申請を下記のとおり募集しますので、「三重ブランド認定要綱」及び「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」など当手引きを熟読のうえ、申請してください。

## 1 募集期間

平成27年8月11日(火)～平成27年9月10日(木)

郵送(9月10日(木)の消印有効)または、窓口まで持参(9月10日(木)の午後5時まで)

## 2 認定対象及び認定申請資格

認定対象

原則として三重県内で生産又は製造された県産品とその生産者の方々

認定申請資格

農業、林業、漁業もしくは製造者を営む個人、法人又はこれらを営むもので組織される法人もしくは団体であって、原則として県内に主たる事業所を有する方で、かつ三重県が賦課徴収するすべての税と消費税及び地方税に未納がない方々です。

さらに詳細については「品目別のブランド認定に関する考え方」(33頁)を参照してください。

## 3 申請方法

三重ブランド認定申請書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて申請受付窓口まで郵送(当日消印有効)またはご持参ください(午後5時まで)。E-mailでの受付はしていません。

【申請書類・申請部数一覧表】

申請書類一覧	1 三重ブランド認定申請書(様式第1号) 2 三重ブランド認定申請調書(様式第2号) 3 誓約書(様式第3号) 4 申請者の概要が分かる書類 (1) 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類 (2) (法人)登記簿謄本 (法人以外の団体)代表者の住民票 (個人)申請者の住民票 (3) 申請者の事業内容等が分かる書類 5 認定を受けようとする県産品の概要が分かる書類 6 納税証明書 (1) 三重県の県税事務所が発行する「納税証明書」 (過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し (2) 税務署が発行する「納税証明書その3 消費税及び地方消費税」 (過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
申請部数	正本1部、副本2部 なお、下記申請書類にあつては、審査に必要となりますので、 <u>上記部数に加えて17部余分に提出してください。</u> ・申請書類 4の(3) 申請者の事業内容等が分かる書類 ・申請書類 5 認定を受けようとする県産品の概要が分かる書類

申請書類の様式(第1号～第3号)は、三重ブランドHP(<http://www.miebrand.jp/>)からダウンロードが可能です。

## 4 申請受付窓口および問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

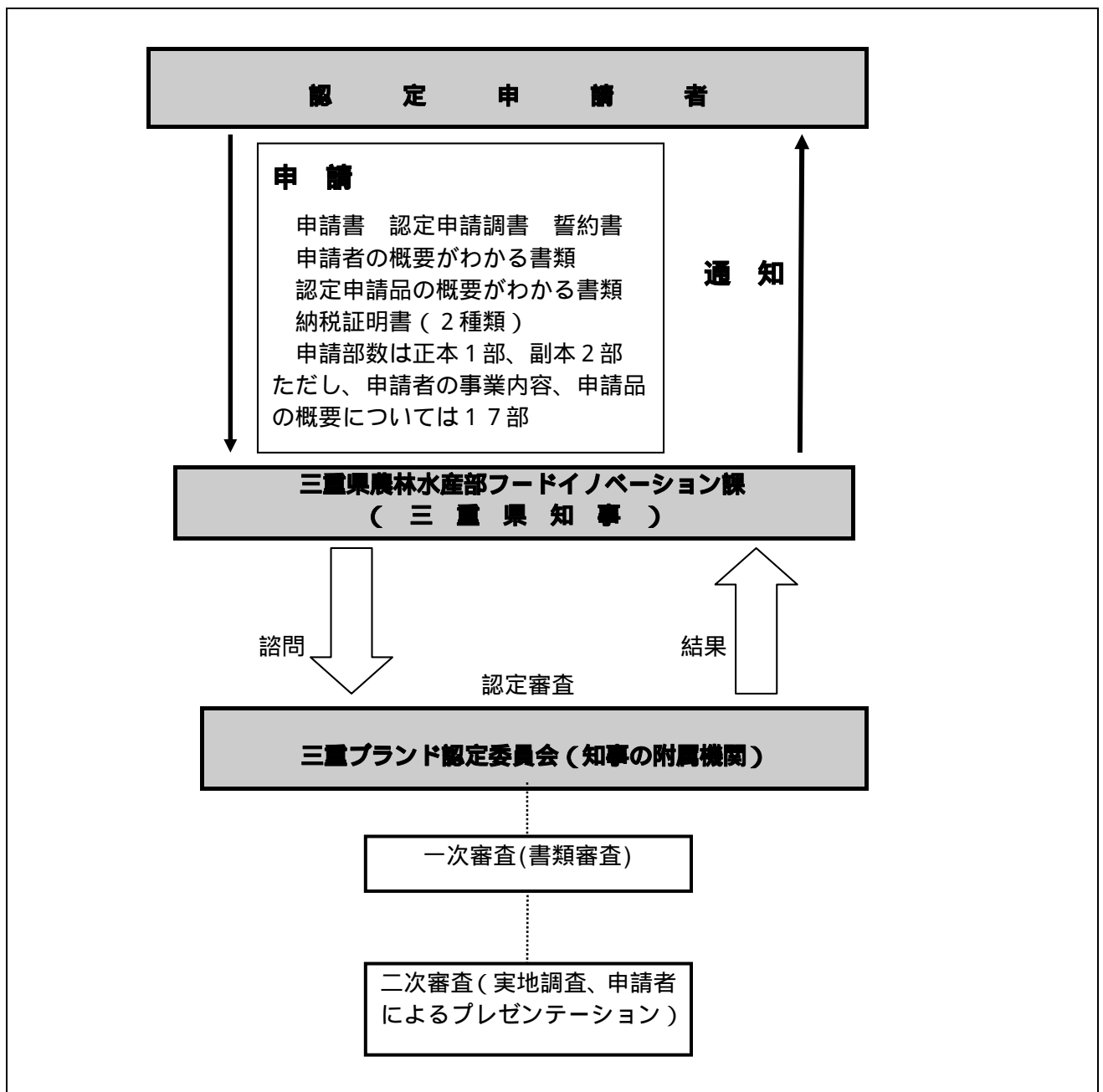
三重県農林水産部フードイノベーション課(県庁6階)

TEL 059-224-2395 / FAX 059-224-2521 / E-mail [foods@pref.mie.jp](mailto:foods@pref.mie.jp)

## 5 注意事項

- (1) 申請書類は、返却いたしません。
- (2) 申請書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、法的保護を行うなど、申請者の責任で対応していただきます。

### 三重ブランド認定申請の方法と審査の流れ



## 三重ブランド認定要綱

### (目的)

第1条 特に優れた県産品及びその生産者を三重ブランドとして認定し、情報発信することにより、三重県の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに農林水産業等の生産者の意欲を高めることにより地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産品 原則として三重県内で生産又は製造されたものをいう。
- (2) 生産者 農業、林業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であって、原則として県内に主たる事業所を有するものをいう。
- (3) 認定委員会 三重ブランド認定委員会条例(平成19年条例第39号)に基づき、知事が設置した附属機関をいう。

### (認定基準)

第3条 知事は、県産品及びその生産者を三重ブランドとして認定するにあたってその認定基準を定めなければならない。

- 2 知事は、認定基準を定めるときは、認定委員会に諮問するものとする。また、変更するときも同様とする。

### (認定対象及び認定申請資格)

第4条 三重ブランドの認定の対象及び認定の申請を行うことができる資格のある者は、次のとおりとする。

- (1) 認定の対象 県産品及びその生産者
- (2) 認定の申請を行うことができる資格のある者 認定の対象となる県産品の生産者であって、かつ三重県が賦課徴収するすべての税と消費税及び地方消費税に滞納がない者

### (認定の申請)

第5条 知事は、毎年度期間を定めて三重ブランド認定の申請を受け付けるものとする。

- 2 三重ブランドの認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三重ブランド認定申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を知事に提出するものとする。
- 3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 三重ブランド認定申請調書(様式第2号)
  - (2) 誓約書(様式第3号)

( 3 ) 申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

法人以外の団体にあつては、代表者の住民票

個人にあつては、申請者の住民票

ウ 申請者の事業内容等が分かる書類

( 4 ) 認定を受けようとする県産品の概要が分かる書類

( 5 ) 納税証明書

ア 三重県の県税事務所が発行する滞納が無いことを証明するための「納税証明書」(過去6月以内に発行したもの)の写し

イ 税務署が発行する「納税証明書その3 消費税及び地方消費税」(過去6月以内に発行したもの)の写し

( 6 ) その他知事が必要と認める書類

( 認定の審査 )

第6条 知事は、前条の申請があつた場合は、第3条の認定基準に基づく適合審査(以下「認定審査」という。)を認定委員会に諮問するものとする。

2 認定委員会は、前項による知事の諮問があつた場合は、申請書等その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

3 申請者は、円滑な認定審査に協力しなければならない。

( 審査結果の通知 )

第7条 知事は、認定委員会の認定審査で、認定基準に適合すると認められたときは、当該申請者に対して三重ブランド認定審査結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 知事は、認定委員会の認定審査で、認定基準に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して三重ブランド認定審査結果通知書(様式第6号)によりその理由を付して通知するものとする。

( 認定及び認定証の交付 )

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、知事が指定する日までに宣誓書(様式第7号)を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による宣誓書の提出があつた場合は、第3条の認定基準に照らし、認定を決定するものとする。

3 知事は、前項の規定により、当該県産品及びその生産者を三重ブランドとして認定し、三重ブランド認定証(様式第8号)(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

( 認定の公表等 )

第9条 知事は、三重ブランドとして、認定した県産品(以下「認定品」という。)及び認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の内容及び認定



理由等を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

(認定内容の変更)

第10条 認定事業者は、認定に係る内容の変更が生じるときは、三重ブランド変更認定申請書(様式第9号-1)により、速やかに知事に提出しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する軽微な変更をするときは、この限りではない。

(1) 氏名又は名称又は代表者を変更したとき

(2) 認定品の商品名を変更したとき

(3) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は中止したとき

(4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを変更したとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項で認定内容の実質的な変更を伴わない変更が生じたとき

2 認定事業者は、前項各号の一に該当する認定に係る内容の変更が生じたときは、三重ブランド認定申請事項変更届出書(様式第9号-2)により、速やかに知事に提出しなければならない。

3 第6条、第7条及び第9条の規定は、第1項の認定内容の変更について準用する。この場合において、第7条第1項中「三重ブランド認定審査結果通知書(様式第5号)」とあるのは「三重ブランド変更認定通知書(様式第9号-3)」、同条第2項中「三重ブランド認定審査結果通知書(様式第6号)」とあるのは「三重ブランド変更認定審査結果通知書(様式第9号-4)」と読み替えるものとする。

(事業実績状況報告)

第11条 認定事業者は、毎年度終了後1月以内に、前年度における認定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等その他知事が指定する事項について、三重ブランド事業実績状況報告書(様式第10号)により知事へ報告しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第12条 知事は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(認定の取消)

第13条 知事は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。

(2) 認定基準に適合しないと認められたとき。

(3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(4) 第10条の規定による届出又は第11条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。

(5) 第12条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。

(6) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき。

( 7 ) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

- 2 知事は、認定を取り消す場合は、その対象となる県産品及びその者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。
- 3 第 1 項の規定に該当することにより認定を取り消された者は、その取り消しの日から 2 年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

( 認定の有効期間及び認定更新 )

- 第 1 4 条 第 8 条第 2 項の規定による認定の有効期間は、認定した日から認定した日の属する年度から 3 年目の 3 月 3 1 日までとする。
- 2 知事は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条による認定の取消又は認定事業者からの認定辞退の申し出があったときを除き、認定の更新をすることができる。
  - 3 知事は、認定の更新をした場合は、認定事業者に対して認定証を交付するものとする。

( 認定証の再交付 )

- 第 1 5 条 認定事業者は、認定証を紛失又は破損したときには、三重ブランド認定証再交付申請書（様式第 1 1 号）を速やかに知事に提出し、その再交付を受けなければならない。

( 認定の表示 )

- 第 1 6 条 認定事業者は、認定品及び自らが三重ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。
- 2 認定の表示に関しては、別に定める三重ブランド認定表示取扱基準によるものとする。

( 認定事業者の責務 )

- 第 1 7 条 認定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。
- ( 1 ) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的にいき、三重県に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。
  - ( 2 ) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
  - ( 3 ) 第 1 2 条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。
- 2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、三重ブランド事故等発生通知書（様式第 1 2 号）により、早急に知事に報告し

なければならない。

( 認定の特例 )

第 1 8 条 知事は、第 5 条の規定による手続きによらず、認定委員会での審議において認定基準に適合すると認められた県産品及びその生産者について、当該生産者の承諾を得て三重ブランドとして認定することができる。

( 事務処理 )

第 1 9 条 この認定に関する事務処理、認定委員会の事務局は、農林水産部フードイノベーション課が行う。

( その他 )

第 2 0 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 9 年 7 月 2 7 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の三重ブランド認定要領に基づき認定された三重ブランドは、この要綱により認定されたものとみなすものとする。この場合において、第 1 4 条の規定に関わらず認定の有効期間は従前のとおりとする。
- 3 この要綱の施行時において認定事業者である者は、第 1 1 条による平成 1 8 年度分の事業実績状況報告書を平成 1 9 年 9 月 3 0 日までに知事へ提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の三重ブランド認定要領に基づき交付されている認定書は、この要綱に基づき交付する認定証とみなすものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 3 月 1 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 7 月 1 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 1 1 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 1 0 月 6 日から施行する。

(様式第1号)

三重ブランド認定申請書

平成 年 月 日

三重県知事あて

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

三重ブランド認定要綱第5条の規定により、三重ブランドの認定を受けたいので申請します。

(様式第2号)

三重ブランド認定申請調書

1. 申請者の概要

平成 年 月 日現在

フリガナ 法人等の名称			
所在地	〒		
フリガナ 代表者			
設立年月日(注)	年 月 日		
資本金等	千円	従業員数	人
URL	http://		
経営理念			
主な事業内容			
申請に関する 担当者連絡先	担当者名		部署
	電話	(内線 )	
	F A X		
	E-mail	@	

(注)個人にあつては、事業開始年月日

## 2. 申請する県産品

申請県産品名 (商品名)	
-----------------	--

## 3. コンセプト、独自性・主体性

申請品がもつ歴史、背景	申請品がもつ三重県とのかかわり（三重県の実然条件の活用、三重県の実然技術の活用、三重県との歴史的なつながりなど）について記入してください。
品質、機能における特徴	申請品の品質、機能（味や栄養など）について、その特徴や他の商品との違いを具体的に記入してください。 他産地産など同種の品目との比較や差異を記入して下さい。
生産や流通における特徴	申請品の生産方法、素材の調達方法、流通方法について、その特徴や他の商品との違いを具体的に記入してください。 コンセプトである“自然を生かす技術”にかかわる取組（三重県の実然条件や伝統的な技術を生かした取組）について記入してください。 ターゲットとしている消費者層など流通販売における考え方を記入してください。 生産方法や流通方法の改善に向けた情報収集や研究活動を行っている場合はあわせて記入してください。
商品イメージ、販売方法の特徴	営業活動、申請品のデザインやネーミングにおける工夫や特徴があれば記入してください。 商標や特許など知的財産権を取得している場合は、取得している権利名とその取得に至った理由についても記入してください。

## 4. 信頼性

品質管理	品質を維持する（守る）ための生産、製造、流通、販売における管理方法について記入してください。
安全・安心への取組	苦情、事故対応など安全に関する社内での責任体制（危機管理体制）について具体的に記入してください。 トレーサビリティ、情報公開など消費者に対して信頼性を確保するための取組を記入してください。 また、従業員教育など社内における推進体制も記入してください。 第三者認証の取得があれば記入してください。

#### 5. 市場性

<p>消費者・取引先の評価</p>	<p>申請品の販売実績につながっている主たる顧客層や地域などを記入してください。 取引先や消費者から評価、または、ブランドとして支持されている項目、ポイントがあれば記載して下さい。 申請品が属する市場の状況を統計データや関係資料を用いて明らかにし、申請品目の市場での評価、位置付けを示して下さい。生産量、販売量、販売額などの過去3年間の推移を合わせて記入して下さい。</p>
<p>販売体制</p>	<p>申請品の販売チャネルについて、申請品を取り扱っている店舗、事業者（取引業者）について記入してください。 通信販売の実施状況などについても記入してください。特に消費者向けの販売チャネルについては具体的に記載して下さい。 自社店舗で販売している場合には、そのことも記載して下さい。</p>

#### 4. 将来性

<p>ブランド力の維持発展</p>	<p>申請品の維持、発展に対する考え方と今後の計画について記入してください。</p>
<p>事業計画</p>	<p>生産量、販売量、販売額等の過去3年間の推移を踏まえつつ、次期、次々期の生産量、販売量、販売額の予想（目標）数値を示して下さい。 また、5年から10年程度の長期的な計画または考えを記入して下さい。</p>

#### 5. その他

<p>特記事項があれば記入してください。 (各種の受賞、表彰歴等)</p>
---

( 様式第 3 号 )

## 誓 約 書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

三重ブランド認定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合に、三重ブランドの認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

( 申請者 )

住 所

( 法人、団体にあっては主たる事務所の所在地 )

氏 名

印

( 法人、団体にあっては名称及び代表者の職氏名 )

記

- 1 三重ブランド認定要綱第 4 条に規定する要件を満たしていますので、申請資格を有しています。
- 2 三重ブランド認定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。



( 様式第 5 号 )

農林水第 号  
平成 年 月 日

申請者あて

三重県知事 印

### 三重ブランド認定審査結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった三重ブランド認定について審査した結果、下記のとおり認定することとしましたので通知します。

なお、認定にあたり、三重ブランド認定要綱第 8 条に規定する宣誓書を平成 年 月 日までに提出してください。

#### 記

- 1 県産品名
- 2 事業者等 住 所  
( 法人、団体にあっては主たる事務所の所在地 )  
氏 名  
( 法人、団体にあっては名称及び代表者の職氏名 )
- 3 理由及び意見

(様式第6号)

農林水第 号  
平成 年 月 日

申請者あて

三重県知事 印

### 三重ブランド認定審査結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった三重ブランド認定について審査した結果、下記の理由により認定することはできませんでしたので通知します。

#### 記

- 1 県産品名
- 2 事業者等 住 所  
(法人、団体にあっては主たる事務所の所在地)  
氏 名  
(法人、団体にあっては名称及び代表者の職氏名)
- 3 理由及び意見

(様式第7号)

## 宣 誓 書

三重ブランド認定を受けるにあたり、三重ブランド認定要綱を遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約します。

- 1 認定を受けた県産品の生産、製造又は販売等を通じて、当該県産品の情報発信を積極的に行い、三重県に対するイメージの向上につなげるよう努めます。
- 2 認定を受けた県産品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めます。
- 3 認定を受けた県産品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

平成 年 月 日

三 重 県 知 事 あて

申請者 住 所

(法人、団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体にあっては名称及び代表者の職氏名)

(様式第8号)



# 三重ブランド認定証



三重ブランド

認定番号 第                    号  
有効期限 平成    年    月    日

県産品名  
事業者名

上記の県産品および事業者を三重ブランド認定  
要綱による「三重ブランド」として認定します

平成    年    月    日

三重県知事

( 様式第 9 号 - 1 )

三重ブランド変更認定申請書

平成 年 月 日

三重県知事あて

申請者

住 所

( 法人、団体にあつては主たる事務所の所在地 )

氏 名

印

( 法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名 )

三重ブランド認定要綱第 1 0 条第 1 項の規定により認定を受けた三重ブランドの変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更の内容	新	
	旧	
変更しようとする背景・理由		
変更に伴うブランド管理への影響		

担当者連絡先	担当者名		部 署	
	電 話	( 内線 )		
	F A X			
	E - m a i l	@		

\* その他変更内容に関する資料があれば、添付すること。

( 様式第 9 号 - 2 )

三重ブランド認定申請事項変更届出書

平成 年 月 日

三 重 県 知 事 あて

認定番号 第 号

住 所

( 法人、団体にあつては主たる事務所の所在地 )

氏 名 印

( 法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名 )

三重ブランド認定要綱第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。  
記

変更事項	新	
	旧	
変更理由		

担当者連絡先	担当者名		部 署	
	電 話	( 内線 )		
	F A X			
	E - m a i l	@		

\* その他変更内容に関する資料があれば、添付すること。

( 様式第 9 号 - 3 )

農林水第 号  
平成 年 月 日

申請者あて

三重県知事

印

### 三重ブランド変更認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった三重ブランド変更認定について審査した結果、下記のとおり変更認定することとしましたので通知します。

#### 記

- 1 県産品名
- 2 事業者等 住 所  
( 法人、団体にあつては主たる事務所の所在地 )  
氏 名  
( 法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名 )
- 3 理由又は意見

( 様式第 9 号 - 4 )

農林水第 号  
平成 年 月 日

申請者あて

三重県知事

印

### 三重ブランド変更認定審査結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった三重ブランド変更認定について審査した結果、下記の理由により変更認定することはできませんでしたので通知します。

#### 記

- 1 県産品名
- 2 事業者等 住 所  
( 法人、団体にあつては主たる事務所の所在地 )  
氏 名  
( 法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名 )
- 3 理由又は意見



(様式第10号)

三重ブランド事業実績状況報告書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

認定番号 第 号

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

三重ブランド認定要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	生産・販売量	販 売 額	情報発信の取組状況・実績等
4月	kg	万円	(広告宣伝、取材、取扱店等販路拡大、物産展等イベント出展等の実績を記入)
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			
			認定事業者が承認した取引先等の一覧
			(三重ブランド認定表示取扱基準に基づき、三重ブランドの表示を認めた取引先等の名称の一覧を記入)

特記事項

\* 特記事項には、三重ブランドに関する取引先や消費者の声、クレーム等の有無及びその概要等を記載すること

(様式第11号)

三重ブランド認定証再交付申請書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

認定番号 第 号

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

三重ブランド認定要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり認定証の再交付を申請します。

記

認 定 番 号	第 号	
認 定 品 名		
認 定 事 業 者	住 所	
	氏 名	
再 交 付 が 必 要 な 理 由		

(様式第12号)

三重ブランド事故等発生通知書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

認定番号 第 号

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

三重ブランド認定要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号	第 号	
認 定 品 名		
認 定 事 業 者	住 所	
	氏 名	
事 故 等 の 内 容		
対 応 方 針 又は 処 理 結 果		

- \* 事故等の対応が未処理又は処理中である場合は、処理でき次第、結果を報告すること
- \* 処理結果には、再発防止策等の対策を明記すること。

## 三重ブランド認定基準及び審査取扱方針

第1 三重ブランド認定要綱第3条に規定する認定基準は下記のとおりとする。

視 点	項 目	解 説
コンセプト	(1)三重ブランドのコンセプト「自然を生かす技術」と整合している。	<p>自然条件や自然が持つ機能の活用が図られているか。(自然との共生、共存を図りながら自然の力を引き出す知恵)</p> <p>自然を守り育む取組や環境に配慮した取組を行っているか。(資源管理、環境配慮型資材の使用、廃棄物の適正処理等含む)(自然を守り育む意志)</p> <p>伝統的技術や地域資源の活用が図られているか。(伝統を守り育む意志)</p>
	(2)三重県を連想させる取組や物語がある。	<p>三重県の歴史や地域に関わりのある取組みとして、その取組を通じて三重県を物語ることができるか。</p> <p>地域資源へのこだわり等三重県のPRにつながる取組があるか。</p> <p>三重のイメージアップにつながる効果が期待できるか。</p>
独自性・主体性	(1)ブランド作りに対する考え方が明確であり、類似の商品、産地と比べて優位性、独自性がある。	<p>商品を差別化するというブランド作りの方向性が明確であるか。</p> <p>他の都道府県で生産、製造される、又は他の事業者等が生産、製造する類似の商品との機能や特徴(価値)等の面での差異性があるか。</p> <p>品質や価値を高める技術開発や管理において革新的な取組や改善改良の実施があるか。</p> <p>生産(製造)技術や市場の動向等に関する情報収集を行い、研究開発、改良改善に取り組んでいるか。</p> <p>知的財産権の取得(出願)若しくは保護が図られているか。</p>

	(2)消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴がある。	<p>デザインやネーミング等に特徴又は優位性が認められ、若しくは差別化するなど工夫が認められるか。</p> <p>販売促進にかかわる営業活動に積極的に取り組んでいるか。</p>
--	-----------------------------------	--

視 点	項 目	解 説
信頼性	(1)生産、製造、流通、販売までの各過程において、品質維持・向上に関する取組や技術的な裏付けがある。	<p>使用する原材料を厳選し、品質、等級基準を明確化しているか。</p> <p>生産（製造）から販売まで一定の基準等を定めているか。</p> <p>第三者による認証や表彰があるか。</p>
	(2)法令順守、衛生面、技能向上など従業員教育や消費者の信頼性を確保する取組がある。	<p>責任の所在が明確であり、社会的信用があるか。</p> <p>法令順守や衛生管理等の体制が整っており、実践されているか。</p> <p>顧客からの苦情・要望等に対応する取組みが行われているか。</p> <p>危機管理体制が明確になっているか。</p> <p>トレーサビリティ、情報公開など信頼性を確保する取組があるか。</p>
市場性	(1)商品の売り上げ実績がある。	<p>消費者や取引先に評価されているか。</p> <p>安定した売り上げ実績があるか。</p>
	(2)販売体制が整っている。	<p>取扱事業者や自社店舗など十分な販売チャンネルを有しているか。</p> <p>消費者が適切に、若しくは、容易に入手できるか。</p>
将来性	(1)ブランド化に対する継続した意志があり、取組や計画がある。	<p>ブランドの維持や発展への考えがあり、取組の実施や計画があるか。</p> <p>三重ブランドの普及、認知度向上、他の事業者等への波及効果が期待できるか。</p> <p>長期的な事業計画が策定されているか。</p>

第2 認定基準に基づく審査取扱方針は次のとおりとする。

【第1次審査】

第1次審査は、書類審査とし、次の方法で行う。

- ・認定基準の各視点における配点は、次の通りとする。

1 コンセプト	30点
2 独自性・主体性	20点
3 信頼性	20点
4 市場性	20点
5 将来性	10点

- ・三重ブランド認定委員会委員（以下「委員」という。）各自は、三重ブランド認定第1次審査表により、認定基準の項目に対して絶対評価方式による5段階評価を行う。
- ・各委員が審査した総合得点の平均が60点以上のものが第2次審査に進むことができる。
- ・委員の採点の平均点を算出する場合、小数点以下は切り捨てとする。

【第2次審査】

第2次審査は、申請者の事業所等の実地調査のほか、申請者によるプレゼンテーションを行い、合議制で審査を行う。

- ・実地調査は、プレゼンテーションに先立ち行うものとする。
- ・申請者ごとにプレゼンテーション（15分間）及び質疑応答（15分間）を行う。
- ・委員各自は、三重ブランド認定第2次審査表により、認定基準の各視点に対して絶対評価方式による3段階評価を行う。
- ・委員会は、各委員の審査結果を基に討議を行い、合議制で三重ブランド認定の適否について意見を取りまとめる。

### 三重ブランド認定第1次審査表

県産品名：

申請者名：

コ ン セ プ ト	(1)三重ブランドのコンセプト「自然を生かす技術」と整合している。	5 × 3	4 × 3	3 × 3	2 × 3	1 × 3
	(2)三重県を連想させる取組や物語がある。	5 × 3	4 × 3	3 × 3	2 × 3	1 × 3
独 自 性 ・ 主 体 性	(1)ブランド作りに対する考え方が明確であり、類似の商品、産地と比べて優位性、独自性がある。	5 × 2	4 × 2	3 × 2	2 × 2	1 × 2
	(2)消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴がある。	5 × 2	4 × 2	3 × 2	2 × 2	1 × 2
信 頼 性	(1)生産、製造、流通、販売までの各過程において、品質維持・向上に関する取組や技術的な裏付けがある。	5 × 2	4 × 2	3 × 2	2 × 2	1 × 2
	(2)法令順守、衛生面、技能向上など従業員教育や消費者の信頼性を確保する取組がある。	5 × 2	4 × 2	3 × 2	2 × 2	1 × 2
市 場 性	(1)商品が売れているという事実がある。	5 × 2	4 × 2	3 × 2	2 × 2	1 × 2
	(2)販売体制が整っている。	5 × 2	4 × 2	3 × 2	2 × 2	1 × 2
将 来 性	(1)ブランド化に対する継続した意志があり、取組や計画がある。	5 × 2	4 × 2	3 × 2	2 × 2	1 × 2

所見：

委員名：

総合得点

/ 100

三重ブランド認定第2次審査表

県産品名：

申請者名：

視 点	判 定		
1. コ ン セ プ ト	A	B	C
2. 独 自 性 ・ 主 体 性	A	B	C
3. 信 頼 性	A	B	C
4. 市 場 性	A	B	C
5. 将 来 性	A	B	C
総 合 判 定	A	B	C

判定基準 A = 十分適合する

B = やや適合する ~ 適合する

C = あまり適合しない ~ 適合しない

メモ

委員名：



## 認定についての考え方（Q&A形式）

### 1 認定対象は「産地」ですか？「個別事業者」ですか？

農林水産物や地域特産品等について、認定対象を個別事業者とするか又は産地の事業者団体（生産者のまとまり）とするかは、品目の特性に応じて判断することが必要であると考えています。

個別事業者として認定する場合は、品質確保の取り組みや製品に対する責任体制が整備されるなど認定基準を満たしていることが必要です。

事業者団体を認定する場合についても、事業者団体の品質確保の取り組みや産地に対する責任の所在について明確にする取り決めがあるなど一定の条件が整っており、事業者団体のまとまりとして認定基準を満たしていることが必要です。

### 2 最終消費者が使用するまでの間に加工が必要となる一次産品については、それぞれ生産、製造部門においてどのように認定するのですか？

生産部門を認定する場合は、その産品が出荷された後、最終消費者の方々へ渡るまでの流通過程の特定が可能であることが必要です。

製造部門を認定する場合は、原材料について生産者の特定が可能であり、供給者責任が可能であること等が担保されていることが必要です。

### 3 製造（加工）品について、原材料が国外産のものについては申請できますか？

国外産を使用しているものであっても、三重県を連想させる取り組みや物語がある、伝統的技術の活用が図られているなど、認定基準のコンセプトに合致するものであれば申請は可能です。

### 4 申請品目の中で複数のアイテムを製造している場合、品目はどのように認定されるのですか？

事業者（産地）から、商品名（総称）で申請された場合は、製造方法、歴史的な背景や「本物づくり」への取り組み等が共通するものを1つのまとまりとして認定します。

### 5 認定審査（一次審査）にかける前に事務局で事務的審査が行われるのですか？

原則として申請されたものは全て認定委員会において一次審査の対象としますが、明らかに要件を外れているものについては、事務局の事前審査で選外とします。

- （例）1 三重ブランド認定要綱第4条の（1）認定の対象（2）認定申請の資格の要件を満たさないもの  
2 商品化、事業化して3年以内のもの

## 品目別のブランド認定に関する考え方

「伊勢茶」「ひじき」「ひのき」「みかん」「伊賀焼」「熊野地鶏」「四日市萬古焼」「岩がき」の三重ブランド認定審議に際しては、以下の点に留意することとしている。

### 1 「伊勢茶」のブランド認定に関する考え方

伊勢茶ガイドライン(H14.8.22茶業会議所決議)に基づき生産、製造が行われていること。  
「環境にやさしい安全・安心な伊勢茶づくり運動」(H12～)に取り組んでいること。  
に加えて、

- (1) 生産事業者を認定する場合は、その製品が出荷後、最終消費者に渡るまでの流通過程の特定が可能であること。
- (2) 製造事業者を認定する場合は、原材料について生産者の特定が可能で、生産者への生産指導、品質管理、契約関係等に強い繋がりがあり、供給者の責任が明確であること等が担保されていること。
- (3) 伊勢茶として、他県産の茶に対する優位性を発揮するため生産、製造、流通、販売について努力していること。

### 2 「ひじき」のブランド認定に関する考え方

- (1) 三重県産ひじきとして、他県産及び他国産のひじきに対する優位性を発揮するため、原料仕入れ、保管、製造、流通・販売等についての努力をしていること。
- (2) 安定して三重県産ひじきを製品化する継続した購入実績があること。
- (3) 製造技術に関するこだわりがあり、自社で一貫して製造に携わっていること。
- (4) 最終製品から遡って採取地(浜)、採取時期が確認できる情報管理体制が整備されていること。

### 3 「ひのき」のブランド認定に関する考え方

- (1) 計画に基づく持続的な森林経営が行われ、自然環境に配慮した森林管理がなされていること。
- (2) 他県産のひのきに対する優位性を発揮するための確立された育林技術があり、製品に対する市場の信頼や評価が高いこと。
- (3) その製品が出荷された後、最終消費者へ渡るまでの流通過程の特定が可能であること。
- (4) 経営理念が明確で地域内外に支持されており、森林管理技術の情報公開や森林の利活用など社会貢献がなされていること。

### 4 「みかん」のブランド認定に関する考え方

- (1) 統一された栽培基準や選定基準にもとづき高品質なみかんの生産に取り組んでいること。
- (2) 生産者団体等を認定する場合は、生産者の特定が可能で、生産者への生産指導、品質管理に強い繋がりがあり、供給者の責任が明確であること。
- (3) 他県産のみかんに対する優位性・独自性を発揮するため生産、流通、販売について努力していること。

### 5 「伊賀焼」のブランド認定に関する考え方

- (1) 地域の素材である伊賀陶土の特徴(主に島ヶ原地区の古琵琶湖層からとれ、蓄熱性・耐熱性・放熱性・吸水性・遠赤外線効果が高い)を活用した伊賀焼製品であること。
- (2) 伊賀焼の伝統技術と独自の工夫により、伊賀焼の魅力を向上させて、新規需要を開拓し、市場においても長期間にわたり高い評価を得ていること。

- (3) 伊賀焼としての優位性を発揮するために、製造・流通・販売・情報発信について努力していること。

#### **6 「熊野地鶏」のブランド認定に関する考え方**

- (1) 高品質で安定的な熊野地鶏の生産努力を続けていること。
- (2) 生産者団体等を認定する場合は、出荷後、最終消費者に渡るまでの流通過程における生産者の特定が可能で、責任が明確であること。
- (3) 熊野地鶏の優位性・独自性を発揮するために、生産・流通・販売・情報発信について努力していること。

#### **7 「四日市萬古焼」のブランド認定に関する考え方**

- (1) 四日市萬古焼の特徴（土鍋の場合；耐熱性が高く空焚きしても割れにくい。急須の場合；お茶をおいしく飲むための工夫がある）を生かした製品であること。
- (2) 四日市萬古焼の伝統技術の継承とともに、独自の工夫、革新的な取り組みにより、四日市萬古焼の魅力を上昇させて、需要を開拓し、市場においても長期間にわたって高い評価を得ていること。
- (3) 四日市萬古焼としての優位性を発揮するために、製造・流通・販売・情報発信について努力していること。

#### **8 「岩がき」のブランド認定に関する考え方**

- (1) 三重県の「かき取扱いに関する指導要領」に準拠していること。
- (2) 生産者団体等を認定する場合には、生産者の特定が可能で生産者への指導、品質管理に強い繋がりがあり、供給者の責任が明確であること。
- (3) 岩がきとして、天然及び他県産養殖岩がきに対する優位性を発揮するために確立された養殖技術があり、生産・流通・販売・情報発信について努力し、市場の信頼や評価が高いこと。